

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

※月 2 回発行

2024 年 11 月 1 日号(No.429)

## I. 重要法令等の解説

- 「ネットワークデータ安全管理条例」
- 『民法典』権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）

森・濱田松本法律事務所  
中国プラクティスグループ  
<https://www.mhmjapan.com/>  
本号編集責任者：石本 茂彦

## II. 注目法令等の紹介

- 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン - 機微な個人情報識別指南」
- 『独占禁止法』に違反して経営者集中実施の行政処罰裁量権基準（意見募集稿）

## III. その他の法令等一覧

## I. 重要法令等の解説

1. 「ネットワークデータ安全管理条例」<sup>1</sup>

国务院 2024 年 9 月 24 日公布、2025 年 1 月 1 日施行

執筆担当：戴 楽天、塩崎 耕平

「ネットワークデータ安全管理条例」は、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」（いわゆるデータ三法）に基づく行政法規レベルの規定であり、個人情報や重要データを含むあらゆるネットワークデータの取扱いと監督管理に関してネットワーク安全法、データ安全法及び個人情報保護法の原則的な規定の詳細化等を図るものとなっている。

具体的には、ネットワークデータ取扱者全般に適用されるルール（取扱規則、域外移転等を含む）の他、データポータビリティ権（(3)の⑤）、国内専門機構の設立や代表の指定（(2)の⑥）、重要データの取扱者の義務、ネットワークプラットフォームサービス提供者の義務等に関する規制を細かく規定している。

この条例により、個人情報に関する実務上の取扱いが大きく変わるというものではないが、必要な手続や義務を詳細化したり、重要データに関する従来の疑問点（個人情報がどの程度の数量になった場合に重要データに該当するか）について明確な回答を与えたりする内容が含まれており、今後の実務で参照されることが多くなるものと思われる。

## (1) 適用対象と適用範囲

## ア 適用対象

「ネットワークデータ安全管理条例」（以下「本条例」という。）は、「中国国内におけるネットワークデータ取扱行為」を適用対象としている（2条1項）。本条例の

<sup>1</sup> 原文「网络数据安全管理条例」

なお、2021 年 11 月 14 日に意見募集稿が公表されていた。意見募集稿については、[本ニュースレター No.365 \(2021 年 12 月 10 日発行\)](#) をご参照。

## 中国最新法令〈速報〉

適用対象となるデータは、「ネットワークデータ」であり、「ネットワークを介して取り扱われ、及び生成される各種電子データ」と定義されている。

また、本条例で規制される主体は、ネットワークデータ取扱活動の主体である「ネットワークデータ取扱者」であり、「ネットワークデータ取扱行為において取扱目的及び取扱方式を自ら決定する個人又は組織」と定義されている（62条1項3号）。

### イ 適用範囲（域外適用）

中国国外におけるネットワークデータ取扱行為に本条例が域外適用されるかに関して、まず個人情報の取扱行為については、個人情報保護法に定められている域外適用の規定（同法3条2項）が適用され（2条2項）、一定の場合に域外適用されることが改めて確認された<sup>2</sup>。

他方、個人情報保護法と異なり、ネットワーク安全法とデータ安全法に明確な規定はなく、（データ取扱行為が）中国の国家安全、公民等の合法的権益に損害を与えた場合、中国の重要情報インフラに脅威を及ぼした場合等に法的責任を追及する等が抽象的に定められているのみであり<sup>3</sup>、個人情報以外のデータの取扱行為に対する域外適用の有無は必ずしも明確とはされていない。本条例でも、こうしたデータ安全法及びネットワーク安全法の規定が基本的に踏襲され、中国国外で行うネットワークデータ取扱行為が、中国の国家安全、公共の利益又は公民、組織の合法的権益に損害を与えた場合は、法に基づき法的責任を追及する旨が規定されるにとどまっている（2条3項）。

### （2）ネットワークデータ取扱者全般に適用されるルール

ネットワークデータ取扱者の一般的な義務について、本条例は、すでに実施している法令上の義務を強調しながら、次の点を新たに規定した。

- ① 安全リスク発生時の報告期限について、ネットワークデータ取扱者が提供するネットワーク製品、サービスに安全上の欠陥、脆弱性等のリスクが存在し、かつ国の安全、公共の利益への危害を伴うときは、ネットワークデータ取扱者は、24時間以内に関連主管部門に報告しなければならない（10条）。
- ② 安全事故発生時の告知方法について、ネットワークデータ取扱者は、安全事象及びリスク状況、危害の結果、すでに講じた改善措置等を電話、ショートメッセージ、インスタントメッセージツール、電子メール又は公告等の方式で利害関係人に通知しなければならない（11条2項）。

<sup>2</sup> 「個人情報保護法」3条2項で規定されている域外適用の要件（中国国外における、中国国内の自然人の個人情報の取扱行為であり、①国内の自然人に対する製品又は役務の提供を目的とするとき、又は②国内の自然人の行為を分析し、評価するとき、③法律、行政法規に定めるその他の事由のいずれかに該当する場合）に該当する場合、本条例を適用するとされる。

<sup>3</sup> 「データ安全法」においては、「中国国外で行うデータ取扱行為が、中国の国の安全、公共の利益又は公民、組織の合法的権益に損害を与えた場合、法に基づき法的責任を追及する」と規定されており（「データ安全法」2条）、また、「ネットワーク安全法」においては、「国外の機構、組織、個人が攻撃、侵入、妨害、破壊等の中華人民共和国の重要情報インフラを脅かす活動に従事し、重大な結果をもたらした場合は、法により法律責任を追及する」と規定されている（「ネットワーク安全法」75条）。

## 中国最新法令〈速報〉

- ③ 個人情報及び重要データの取扱いを他のネットワークデータ取扱者に委託する際の取扱状況記録の保存期間について、ネットワークデータ取扱者は、当該記録を最低3年間保存しなければならない(12条)。
- ④ 「個人情報保護法」22条<sup>4</sup>の規定を踏まえ、ネットワークデータ取扱者が合併、分割、解散、破産等の原因によりデータを移転する必要がある場合、データ受領者がデータ安全保護義務を引き続き履行しなければならない(14条)。
- ⑤ 生成系人工知能について、サービスを提供するネットワークデータ取扱者は、訓練データ及び訓練データ取扱行為に対する安全管理を強化し、有効な措置を講じてデータ安全リスクに対する防備及び対処をしなければならない(19条)。
- ⑥ 中国国外のネットワークデータ取扱者が中国国内の自然人の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報保護法」53条<sup>5</sup>の規定に従い国内に専門機構を設立し又は代表を指定した場合には、関連機構の名称又は代表の氏名、連絡先等の情報を所在地の区を設置した市級のネットワーク安全情報部門に提出しなければならない(26条)。

### (3) 個人情報の取扱いに適用されるルール

本条例は、従来の法規制を踏まえ、個人情報の取扱いに関して以下のとおり細かいルールを規定している。

- ① 個人情報保護法 17条で要求されている個人情報取扱規則の告知について、ネットワークデータ取扱者は、個人情報の収集及び他のネットワークデータ取扱者への提供の目的、方式、種類並びにデータ受領者の情報を、リストの形式で明記しなければならない(21条2項)。
- ② 個人情報保護法 19条で要求されている個人情報の保存期間について、原則として個人に告知する必要があるが、保存期間を確定することが難しい場合は、その代わりに保存期間の確定方法を明確にする必要がある(21条1項3号)。
- ③ 個人情報保護法 14条で要求されている個人の同意の取得方法について、詐欺や脅迫等の方式を通じて個人の同意を取得してはならず、個人が同意しない旨を明確に表明した後に頻繁に同意を求めてはならない(22条)。また、本条例は、「個別の同意」<sup>6</sup>の定義について、「個人がその個人情報に対して特

<sup>4</sup> 「個人情報保護法」22条：個人情報取扱者は、合併、分割、解散、破産宣告等の原因により個人情報を移転させる必要がある場合、個人に対し、受領者の名称又は氏名及び連絡先を告知しなければならない。受領者は、個人情報取扱者の義務を引き続き履行しなければならない。受領者は、当初の取扱目的、取扱方式を変更するにあたっては、本法の規定に従い、あらかじめ個人の同意を取得しなければならない。

<sup>5</sup> 「個人情報保護法」53条：個人情報保護法 3条2項に定める中華人民共和国国外の個人情報取扱者は、中華人民共和国国内に専門の機構を設置し、又は代表を指定して、個人情報保護に関する事務の処理を担当せ、かつ関連機構の名称又は代表の氏名、連絡先等を個人情報保護職責履行部門に届け出なければならない。

<sup>6</sup> 個人情報取扱者は、個人情報の他の個人情報取扱者への提供(「個人情報保護法」23条)、個人情報の

## 中国最新法令〈速報〉

定の取扱いが行われることについて特に行う具体的かつ明確な同意をいう」と初めて定義している（62条1項7号）。

- ④ 個人情報の自動化収集について、自動化収集技術等の使用により不必要な個人情報又は個人の同意を取得していない個人情報の収集を回避することができない場合、ネットワークデータ取扱者は、当該個人情報を削除し、又は匿名化処理を行わなければならない（24条）。
- ⑤ 個人のデータポータビリティ権について、「個人情報保護法」45条3項<sup>7</sup>に原則規定が定められているが、「国のネットワーク安全情報部門の定める条件を満たしている」という前提条件が定められ、かつ当該条件に関する規定は設けられていなかったため、実務上、当該請求権の行使は困難であった。この点につき、本条例は、個人情報の移転請求の際の条件を明確にした（25条）<sup>8</sup>。但し、条件の1つである「個人情報の移転に技術的な実行可能性が備わっているとき」（25条1項3号）については、その判断基準等は依然として明確ではない。

### （4）重要データの取扱いに適用されるルール

従来の法規制においては、個人情報がどの程度の規模になった場合に重要データに該当するかについて、明確な規定は存在しなかった。本条例は、ネットワークデータ取扱者が1,000万人以上の個人情報を取り扱う場合に、本条例30条と32条の重要データを取り扱うネットワークデータ取扱者の義務（安全責任者と安全管理機構の義務、合併等に際する安全保障措置の構築及び当局への報告義務）を遵守しなければならないと規定した（28条）。

また、本条例は、重要データの取扱者が、そのネットワークデータ取扱行為について年度ごとにリスク評価を実施し、かつ省級以上の関連主管部門にリスク評価報告を提出しなければならないと規定した（33条）。

公開（「個人情報保護法」25条）、機微な個人情報の取扱い（「個人情報保護法」29条）、個人情報の越境提供（「個人情報保護法」39条）等を行う際に、個人の個別の同意を取得しなければならない。

<sup>7</sup> 「個人情報保護法」45条3項：個人がその指定する個人情報取扱者への個人情報の移転を請求し、国のネットワーク安全情報部門の定める条件を満たしているときは、個人情報取扱者は、移転手段を提供しなければならない。

<sup>8</sup> 「ネットワークデータ安全管理条例」25条（移転請求）

次に掲げる条件に合致する個人情報の移転請求について、ネットワークデータ取扱者は、個人が指定する他のネットワークデータ取扱者による関連個人情報へのアクセス、取得の手段を提供しなければならない。

- (1) 請求人の真実の身分を検証することができるとき
- (2) 移転請求があったのが、本人が提供に同意した個人情報又は契約に基づき収集した個人情報であるとき
- (3) 個人情報の移転に技術的な実行可能性が備わっているとき
- (4) 個人情報の移転が他人の合法的権益を損なわないとき

個人情報の移転請求の回数が合理的な範囲を明らかに超えている場合は、ネットワークデータ取扱者は、個人情報移転のコストに基づき必要な費用を徴収することができる。

## 中国最新法令 < 速報 >

### (5) データの国外移転

#### ア 個人情報の国外提供の要件

個人情報の国外移転について、本条例は、「個人情報保護法」38条及び「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」<sup>9</sup>の5条の規定を踏襲し、ネットワークデータ取扱者が個人情報を国外に提供するための要件を規定した(35条)。そのうち、下記に掲げる①～③は「個人情報保護法」38条の規定そのままであり、④、⑤及び⑦は「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」5条の規定であり、⑥が本条例において新たに規定されたものとなっている(但し、⑥のような規定は各法域において比較的良好に認められる内容ではある)。その意味では、従来の規制に実質的に重大な変更を加えるものではないといえる。

- ① 国のネットワーク安全情報部門が手配するデータ域外移転安全評価に合格すること
- ② 国のネットワーク安全情報部門の規定に従い、専門機構が行う個人情報保護認証を受けること
- ③ 国のネットワーク安全情報部門が制定する、個人情報域外移転標準契約に関する規定に合致すること
- ④ 個人を当事者の一方とする契約を締結し、履行するために、確かに個人情報を国外に提供する必要があること
- ⑤ 法に基づき定められた労働規則制度及び法に基づき締結された集団契約に従い越境人材資源管理を実施するにあたり、確かに従業員の個人情報を国外に提供する必要があること
- ⑥ 法定の職責又は法定の義務を履行するために、確かに個人情報を国外に提供する必要があること
- ⑦ 緊急の状況において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために、確かに個人情報を国外に提供する必要があること
- ⑧ 法律、行政法規又は国のネットワーク安全情報部門が定めるその他の条件

#### イ 重要データの国外移転の際の安全評価

重要データの国外移転について、本条例は、「データ域外移転安全評価規則」4条及び「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」2条の規定を踏襲し、ネットワークデータ取扱者が中国国内で収集・生成した重要データを国外に提供する場合には、データ国外移転安全評価に合格しなければならないと規定したうえで、関連地区・部門から重要データであると告知され又は公表されていない場合は、当該データを重要データとしてデータ域外移転安全評価の申告をする必要はないと規定した(37条)。

<sup>9</sup> [本ニュースレターNo.420 \(2024年4月12日発行\)](#) をご参照。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

**(6) ネットワークプラットフォームサービス提供者の義務**

本条例では、ネットワークプラットフォームサービス提供者が、下記の特別な義務を負うことが規定された。

- ① ネットワークプラットフォームサービス提供者（アプリケーション・プログラムがプリインストールされているスマート端末等の設備の生産者も含む）は、そのプラットフォームに接続する第三者製品及びサービス提供者のネットワークデータ安全保護義務を明確にし、第三者製品及びサービス提供者がネットワークデータ安全管理を強化するよう促さなければならない(46条)。
- ② アプリケーション・プログラム配信サービスを提供するネットワークプラットフォームサービス提供者は、アプリケーション・プログラム確認審査規則を確立し、かつネットワークデータ安全関連の確認審査を実施しなければならない(41条)。
- ③ ネットワークプラットフォームサービス提供者は、自動化された意思決定の方式を通じて、個人に対して情報のプッシュ配信を行う場合は、パーソナライズドレコメンドを無効にする選択肢（理解しやすく、アクセス及び操作のしやすいもの）を設け、ユーザーに情報プッシュ配信の受信拒否、その個人の特徴に特化したユーザータグ（消費者の閲覧記録や購入記録等に基づき、当該消費者の好みや購入意向等を分析し、興味があると推測される商品を当該消費者に優先的に展示するようにする技術を使用したもの）の削除等の機能を提供しなければならない(42条)。
- ④ 大規模ネットワークプラットフォームサービス提供者<sup>10</sup>は、個人情報保護に関する社会的責任報告を年度ごとに公表しなければならない(44条)、ネットワークデータを越境提供するにあたり、関連技術及び管理措置を整備し、ネットワークデータ越境安全リスクに対する防備をしなければならない(45条)、ネットワークデータ、アルゴリズム及びプラットフォーム規則等を利用して誤導、詐欺、不正当な制限、不合理な差別待遇等の行為に従事してはならない(46条)。

**(7) その他**

上記以外にも、本条例は、当局による監督管理の権限及び制限等(7章)や、本条例に定める各義務に違反した場合の罰則(8章)も規定している。

(全 64 条)

<sup>10</sup> 大規模ネットワークプラットフォームとは、登録ユーザー5,000万以上又は月間アクティブユーザー1,000万以上で、業務類型が複雑であり、ネットワークデータ取扱行為が国の安全、経済運営、国の経済及び人民の生活等に対して重要な影響を有するネットワークプラットフォームをいう(62条1項8号)。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

2. 「『民法典』権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）」<sup>11</sup>

最高人民法院、2024年9月25日公布、2024年9月27日施行

執筆担当：胡 勤芳、五十嵐 充

最高人民法院は2021年1月1日に施行された民法典に関して、裁判実務で遭遇する新たな状況や問題を踏まえて、本司法解釈を公布・施行した。本司法解釈は、26条から構成され、主に①使用者責任、労務派遣による損害責任等についての解釈、②欠陥製品自体の損害を製造物責任賠償範囲に含むことの確定、③請負人の権利侵害行為と注文者・請負人の責任、④教育機関以外の第三者による侵害の場合の教育機関の責任規則、⑤被後見人を不法に後見から離脱させられる場合の損害賠償責任等7つの問題について具体的な法的解釈を示すものである。

**(1) 従業員等の権利侵害行為と使用者責任**

民法典1191条1項によれば、使用者の従業員が仕事上の任務の執行により他人に損害をもたらした場合、使用者が権利侵害責任を負い、使用者が権利侵害責任を負担した後、故意又は重大な過失のある従業員に求償することができる。本司法解釈により、民法典1191条の従業員の範囲について、使用者と労働関係にある従業員のみではなく、①使用者の仕事上の任務を執行するその他の人員、②個人商工業者の業務従事者も含まれることが確認された（15条）。

また、従業員の行為が犯罪を構成するときの従業員の刑事責任と使用者の民事責任の関係について、従業員が仕事上の任務の執行中に実施した違法行為により他人に損害をもたらし、それが自然人の犯罪を構成する場合に、従業員が刑事責任を負うことは、使用者が法に基づき民事責任を負うことに影響を及ぼさない、ということが明らかとなった（17条）。また、使用者の賠償の範囲及び順位について、民法典第1191条の規定に従い使用者が権利侵害責任を負わなければならない場合でも、先行する従業員個人の刑事事件においてすでに完了した追徴、返還・賠償に関し、民事判決書において明確にしたうえでその分を減額することができ、また、執行手続において減額することもできるとされた（17条）。

**(2) 被派遣従業員の権利侵害行為と派遣元・派遣先の使用者責任**

本司法解釈によれば、労務派遣期間中に、被派遣従業員が仕事上の任務の執行により他人に損害をもたらした場合において、被権利侵害者が派遣元単位と派遣先単位に対し、権利侵害責任を負うよう併合して請求したとき、派遣先単位は権利侵害者が負うべき全ての責任を負い、派遣元単位は従業員の不当な選任派遣、法に基づく研修義務の未履行等の故意・過失の範囲内において、派遣先単位と共同で責任を負うとされた（16条1項）。また、本司法解釈によれば、派遣元単位及び派遣先単位が実際に支払う賠償費用の総額は、被権利侵害者が賠償を受けるべき損失の額を超えてはな

<sup>11</sup> 原文「关于适用《中华人民共和国民法典》侵权责任编的解释（一）」

## 中国最新法令 < 速報 >

らないとされる（16条1項）。

なお、派遣元単位が先に賠償費用を支払った後、自己の責任に応じた負担分を超える部分につき派遣先単位に対して求償した場合、人民法院はこれを支持しなければならないが、双方に別段の約定がある場合はこの限りでない、ということが明らかとなった（16条2項）。上記のとおり、事前に派遣契約において、被派遣従業員が仕事上の任務の執行により他人に損害をもたらした場合の派遣元単位及び派遣先単位の責任分担を約定することが認められるため、派遣契約においてかかる責任分担を約定することも考えられる。

### （3）請負人の権利侵害行為と注文者・請負人の責任

本司法解釈によれば、請負人が仕事を完成する過程で第三者に損害をもたらした場合において、権利侵害者が注文者及び請負人に権利侵害責任を負うことを併合して請求したときは、損害をもたらした請負人は権利侵害者が負うべき全ての責任を負い、注文者は注文、指示又は選任に係る故意・過失の範囲内において、請負人と共同で責任を負う、とされた（18条2項）。また、本司法解釈によれば、注文者・請負人が実際に支払う賠償費用の総額は、被権利侵害者が賠償を受けるべき損失の額を超えてはならないとされる（同項）。

なお、注文者が先に賠償費用を支払った後、自己の相応の責任を超える部分につき請負人に対して求償した場合は、人民法院はこれを支持しなければならないが、双方に別段の約定がある場合はこの限りでない、ということが明らかとなった（18条3項）。

本司法解釈を踏まえると、労務派遣の場合と業務請負の場合で、損害賠償の範囲等に差異が生じ得ることとなることから、労務派遣と請負との区別を明確にしておくことが重要であるといえる。また、請負の場合でも、注文者・請負人間の責任分担についてあらかじめ約定しておくことが考えられる。

### （4）製造物責任における賠償範囲

製造物責任とは、製品の欠陥が存在することにより他人に損害をもたらされた場合に責任者が負う権利侵害責任をいう（民法典1202条）。実務上、製品の欠陥により他人に損害を与えた損害は、人身傷害及び物的損害を含むが、物的損害において欠陥製品の自損が含まれるかどうかについては、異なる裁判例が存在する。この点について、本司法解釈において、欠陥製品の自損が製造物責任の賠償範囲に含まれることを明確にした（19条）。当該司法解釈により、訴訟手続きを簡素化することができ、消費者の訴訟及び権利保護がより容易になると見込まれる。

なお、本司法解釈は、2024年9月27日から施行し、本司法解釈の施行後、人民法院がまだ訴訟を終了していない一審、二審事件には、本司法解釈を適用し、本司法解釈の施行前にすでに審理が終結し、当事者が再審を申し立て、又は裁判監督手続に従

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

い再審が決定された事件には、当時の法律、司法解釈の規定を適用する（26条）。

（全 26 条）

## II. 注目法令等の紹介

1. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン - 機微な個人情報識別指南」<sup>12</sup>

全国ネットワーク安全標準化技術委員会秘書処 2024年9月14日公布 同日施行

執筆担当：高玉テイ、森規光

本ガイドラインは、機微な個人情報の識別のために制定された。本ガイドラインにおいて、機微な個人情報は、「漏洩され、又は不法に使用された場合、自然人の人格の尊厳、人身の安全又は財産の安全が侵害されやすい個人情報」と定義されているが(2.2条)、この定義自体は個人情報保護法における定義と同じである。また、単独では機微な個人情報に該当しない場合においても、複数の個人情報が集約され又は融合されることによって、一旦漏洩され、又は不法に使用されると、自然人の人格の尊厳、人身の安全又は財産の安全が侵害されやすい場合には、集約され又は融合された後の個人情報の全体について機微な個人情報として取り扱わなければならないとされている(3条c)。

その上で、本ガイドラインでは付属書において機微な個人情報を下表のとおり列挙している。これまでも2020年10月1日から施行されている個人情報安全規範においても付属書として機微な個人情報の一覧が提供されていたが、本ガイドラインの内容とは若干異なるため（例えば、疾病の予防等の医療サービスの過程で収集され及び発生する個人情報、個人の身体の秘密部分を示す写真又は映像情報等の個人情報が追加された）、今後は本ガイドラインにおける例示を参照する必要がある。

類別	典型例示
生体識別情報	個人の遺伝子 <sup>13</sup> 、顔 <sup>14</sup> 、声紋 <sup>15</sup> 、歩容 <sup>16</sup> 、指紋、掌紋、網膜、耳介、虹彩等の生体識別情報

<sup>12</sup> 原文「网络安全标准实践指南—敏感个人信息识别指南」

<sup>13</sup> 遺伝子情報は、遺伝子識別データであり、具体的には国家標準 GB/T 41806-2022「情報安全技術・遺伝子識別データに係る安全要求」を参照。

<sup>14</sup> 顔情報は、顔の識別データであり、具体的には国家標準 GB/T 41819-2022「情報安全技術・顔識別データに係る安全要求」を参照。

<sup>15</sup> 声紋情報は、声紋識別データであり、具体的には国家標準 GB/T 41807-2022「情報安全技術 声紋識別データに係る安全要求」を参照。

<sup>16</sup> 歩容情報は、歩容の識別データであり、具体的には国家標準 GB/T 41773-2022「情報安全技術 歩容識別データに係る安全要求」を参照。

## 中国最新法令 < 速報 >

宗教信仰情報	個人が信仰する宗教、加入する宗教組織、宗教組織における職位、参加する宗教活動、特殊な宗教的習慣等の個人情報
特定の身分情報	身体障害者の身分情報、公開が不適切な職業身分情報等の個人情報
医療健康情報	1. 病状、既往歴、家族の病歴、感染症歴、健康診断の結果、出産情報等、個人の身体的もしくは精神的な傷害、疾病、障害、疾病リスク又はプライバシーに関わる健康状態情報 <sup>17</sup> 2. 医療受診記録（医療意見、入院記録、医師の指示書、手術及び麻酔の記録、看護記録、薬剤使用記録等）、検査・診査データ（検査報告、診査報告等）等、疾病の予防、診断、治療、看護、リハビリ等の医療サービスの過程で収集され及び発生する個人情報
金融口座情報	個人の銀行、証券、基金、保険、積立金等の口座の口座番号及び暗証番号、積立金の共同名義口座番号、支払口座番号、キャッシュカードの磁気データ（又はチップ等価情報）並びに口座情報に基づいて生成された決済トークン情報、個人の収入明細等の個人情報
移動の軌跡情報	連続した正確な測位軌跡情報、車両走行軌跡情報、人の活動軌跡情報等の個人情報
14歳未満の未成年者の個人情報	14歳未満の未成年者の個人情報
その他の機微な個人情報	正確な測位情報 <sup>18</sup> 、身分証写真、性的指向、性生活、信用情報、犯罪歴情報 <sup>19</sup> 、個人の身体の秘密部分を示す写真又は映像情報等の個人情報

(全4条)

<sup>17</sup> 個人の体重、身長、血液型、血圧、肺活量等の基本的な体質情報については、個人の疾病及び医療受診に関係がない場合には、機微な個人情報の範囲には含まれないと判断することができる。

<sup>18</sup> 個人の携帯電話の正確な位置情報の権限を利用することによって収集された位置情報は正確な測位情報であり、IPアドレス等によって推算された大まかな位置情報は正確な測位情報ではなく、連続的に収集された正確な測位情報を移動の軌跡の生成に用いることができる。

<sup>19</sup> 犯罪記録とは、犯罪を犯した者に関するわが国の国家専門機関の客観的な記録（罪名、刑罰等の記録等）をいう。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

**2. 「『独占禁止法』に違反して経営者集中実施の行政処罰裁量権基準  
(意見募集稿)」<sup>20</sup>**

国家市場監督管理総局 2024年8月16日公表 意見募集期限 2024年9月14日

執筆担当：趙 雪セン、森 規光

独占禁止法における経営者集中（企業結合）に関する届出義務を懈怠した場合等、経営者集中規制に違反した場合、過料として前年度販売額の10%以下（競争を排除し又は制限する効果を有しないときは500万元以下）が課される可能性がある（独占禁止法58条）。2024年8月16日、国家市場監督管理総局が公表した「『独占禁止法』に違反して経営者集中実施の行政処罰裁量権基準（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）は、この過料金額の確定について基準を定めようとするものである<sup>21</sup>。

具体的には、経営者集中規制の違反の情状に応じて、基準となる過料の金額を初期的に決定し、さらに具体的な違反の状況に応じて当該初期的な金額を調整するとされている。また、本意見募集稿には事例が例示されており、過料金額の確定の検討過程も示されており、参考となる。

また、本意見募集稿では、経営者集中規制に違反がある場合においても行政処罰の対象としない事由も規定されている（例えば、初めての違法行為であり、かつ市場監督管理総局が違反を発見する場合に自発的に報告し、必要な措置を講じて集中前の状態に戻した場合や、慎重に経営者集中届出の要否の評価を行ったが予測不能な客観的な原因により違法行為となった場合等）。

（全19条）

**Ⅲ. その他の法令等一覧**

2024年9月10日から2024年10月14日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「国防教育法（改正）」  
（原文：国防教育法(修订)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公布、2024年9月21日施行）
2. 「統計法（改正）」  
（原文：统计法(修订)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公布、2024年9月13日施行）

<sup>20</sup> 原文「违反〈中华人民共和国反垄断法〉实施经营者集中行政处罚裁量权基准（征求意见稿）」

<sup>21</sup> 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に施行されるまでは効力を有しないことに留意されたい。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

3. 「法規規章届出審査条例（改正）」  
（原文：法規規章备案审查条例(修订)）  
（國務院、2024年8月30日公布、2024年11月1日施行）
4. 「烈士表彰条例（改正）」  
（原文：烈士褒扬条例(修订)）  
（國務院、2024年9月27日公布、2025年1月1日施行）
5. 「高水準開放によってサービス貿易の高品質発展を推進することに関する意見」  
（原文：关于以高水平开放推动服务贸易高质量发展的意见）  
（國務院弁公庁、2024年8月28日公布、2024年8月28日施行）
6. 「金融リース会社管理規則（改正）」  
（原文：金融租赁公司管理办法(修订)）  
（国家金融監督管理総局、2024年9月14日公布、2024年11月1日施行）
7. 「生態環境部門による民営經濟發展のさらなる促進の若干措置」  
（原文：生态环境部门进一步促进民营经济发展的若干措施）  
（生態環境部、2024年9月13日公布、2024年9月13日施行）
8. 「川口汚染物排出口監督管理規則（試行）」  
（原文：入海排污口监督管理办法(试行)）  
（生態環境部、2024年10月2日公布、2025年10月2日施行）
9. 「証券会社リスクコントロール指標計算標準規定」  
（原文：证券公司风险控制指标计算标准规定）  
（証券監督管理委員会、2024年9月13日公布、2025年1月1日施行）
10. 「上場会社買収再編市場改革の深化に関する意見」  
（原文：关于深化上市公司并购重组市场改革的意见）  
（証券監督管理委員会、2024年9月24日公布、2024年9月24日施行）
11. 「国家公園法（意見募集稿）」  
（原文：国家公园法(征求意见稿)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公表、2024年10月12日まで意見募集）
12. 「伝染病予防治療法（改正意見募集稿）」  
（原文：传染病防治法(修订征求意见稿)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公表、2024年10月12日まで意見募集）
13. 「監査法（改正意見募集稿）」  
（原文：监察法(修订征求意见稿)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公表、2024年10月12日まで意見募集）
14. 「突発公共衛生事件対応法（改正意見募集稿）」  
（原文：突发公共卫生事件应对法(修订征求意见稿)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公表、2024年10月12日まで意見募集）
15. 「エネルギー法（改正意見募集稿）」  
（原文：能源法(修订征求意见稿)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公表、2024年10月12日まで意見募集）

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

16. 「資金洗浄防止法（改正意見募集稿）」  
（原文：反洗钱法(修订征求意见稿)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公表、2024年10月12日まで意見募集）
17. 「対外貿易法（改正意見募集稿）」  
（原文：对外贸易法(修订征求意见稿)）  
（全人代常務委員会、2024年9月13日公表、2024年10月12日まで意見募集）
18. 「民営経済促進法（意見募集稿）」  
（原文：民营经济促进法（征求意见稿））  
（司法部等、2024年10月10日公表、2024年11月18日まで意見募集）
19. 「速達便暫行条例（改正意見募集稿）」  
（原文：快递暂行条例（修正征求意见稿））  
（国家郵政局、2024年10月12日公表、2024年11月11日まで意見募集）
20. 「公共データ資源授權運營實施規範（試行）（意見募集稿）」  
（原文：公共数据资源授权运营实施规范（试行）(征求意见稿)）  
（国家データ局、2024年10月12日公表、2024年11月11日まで意見募集）
21. 「医薬企業商業賄賂リスク防止コンプライアンスガイドライン（意見募集稿）」  
（原文：医药企业防范商业贿赂风险合规指引（征求意见稿））  
（国家市場監督管理總局、2024年10月11日公表、2024年10月20日まで意見募集）
22. 「人工知能生成合成内容標識規則（意見募集稿）」  
（原文：人工智能生成合成内容标识办法(征求意见稿)）  
（国家インターネット情報弁公室、2024年9月14日公表、2024年10月14日まで意見募集）
23. 「ネットワーク安全技術 人工知能生成合成内容標識規則（意見募集稿）」  
（原文：网络安全技术 人工智能生成合成内容标识方法(征求意见稿)）  
（中央ネットワーク安全及び情報化委員会、2024年9月14日公表、2024年11月13日まで意見募集）
24. 「データ産業の質の高い発展の促進に関する指導意見（意見募集稿）」  
（原文：关于促进数据产业高质量发展的指导意见(意见征求稿)）  
（国家データ局、2024年9月27日公表、2024年10月11日まで意見募集）
25. 「企業データ資源開発利用の促進に関する意見（意見募集稿）」  
（原文：关于促进企业数据资源开发利用的意见(意见征求稿)）  
（国家データ局、2024年9月27日公表、2024年10月11日まで意見募集）
26. 「工業及び情報化領域データ安全コンプライアンスガイドライン（意見募集稿）」  
（原文：工业和信息化领域数据安全合规指引(征求意见稿)）  
（中国インターネット協会、2024年9月29日公表、2024年10月16日まで意見募集）
27. 「安全生産違法行為行政処罰規則（改正意見募集稿）」  
（原文：安全生产违法行为行政处罚办法（修订征求意见稿））  
（应急管理部門、2024年9月29日公表、2024年10月30日まで意見募集）

## 中国最新法令 < 速報 >

### 文献情報

- 論文 「中国ビジネス Q&A 中国の輸出規制の最近の動向」  
掲載誌 日中経協ジャーナル 2024 年 9 月号  
著者 石本 茂彦

#### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、張雪駿、沈暘

#### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

#### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 22 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

#### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)